

第2回戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会

日 時 平成27年12月22日(火)

午後6時30分～

場 所 501会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 事務局説明
- 3 委員による懇話
 - (1) 算定根拠の明確化について
 - (2) 受益者負担の割合について
 - (3) 減免・免除の規定について
- 4 閉 会

○ 前回の懇話会のまとめ

戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会
平成27年12月22日(火)
会議資料1

資源(=財源)を枯渇させるまで既存のサービスを提供し続けると行政サービスの提供ができなくなり、行政と市民が共倒れてしまう。

無駄な施設の廃止などによる適切な資源管理や受益者負担の適正化により、継続的に行政サービスを提供していく。

行政サービスの適正化を目指すだけでなく、
資源自体の増加を目指して、**資源の増大への工夫**を行う。

受益者負担の適正な利用料にする際には、公共施設の維持管理に係る費用などにより、**設定根拠**を明確にして行政の透明性を確保する。

○前回の懇話会で出た「資源の増大」に関する意見

- ・戸田競艇の財源確保などに向けた増収策等に関する意見
- ・公有財産の民間譲渡や払下げなど、積極的なファシリティマネジメントに関する意見

前回の懇話会で出た「算定根拠の明確化」に関する意見

- ・漫然と使用料を設定するのではなく、明確な算定根拠に基づいて、使用料を算定することで行政の透明性を確保していくという意見
- ・「算定根拠の明確化」に将来に掛かるか不明確な施設設備費を含める必要はないという意見
- ・減価償却費と施設設備費が重複しないようにするという意見
- ・将来に掛かる経費と見込まれる施設設備費は確実に発生するため、原価の算定に当たっては、算定に含める必要があるという意見
- ・将来的に公共施設をグレードアップさせるのであれば、基金を設置してみるという意見

※ これらの意見を集約していく。

戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会
平成27年12月22日(火)
会議資料2

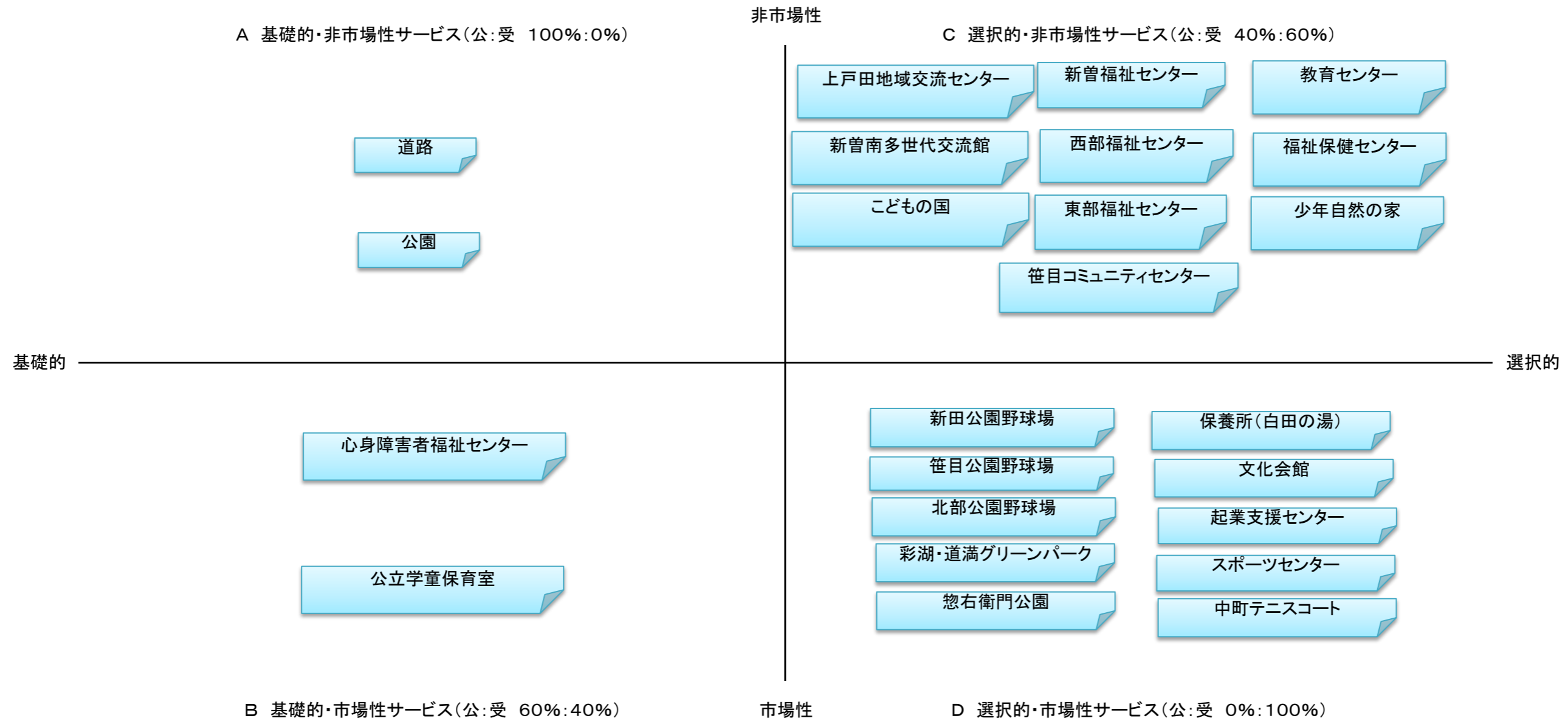
○主な公共施設一覧

| 施設名称 | 貸室名称 |
|--------------|-------------------------|
| 笹目コミュニティセンター | セミナールーム101 |
| | セミナールーム301 |
| | セミナールーム302 |
| | 和室 つくし |
| | 和室 たんぽぽ |
| | アトリエ |
| | キッチンスタジオ |
| | 音楽室 |
| | 市民ギャラリー |
| | 多目的ホール |
| | 客室 |
| 保養所(白田の湯) | 客室 |
| | 宴会場(大広間) 〇休憩利用: 正午~午後2時 |
| | 研修室 |
| | |
| スポーツセンター | 大会議室 |
| | 小会議室 |
| | 第1武道場(柔道場) |
| | 第2武道場(剣道場) |
| | 第3武道場(弓道場) |
| | 体力測定室 〇びトレーニング室 |
| | 第1競技場 |
| | 第2競技場(体操場) |
| | 第3競技場(卓球場) |
| | 屋内プール |
| | 屋外プール |
| | テニスコート(屋外) |
| | 陸上競技場 |
| 文化会館 | ホール |
| | 展示室 |
| | 301会議室 |
| | 302会議室 |
| | 303会議室 |
| | 304会議室 |
| | 練習室1 |
| | 練習室2 |
| | 練習室3 |
| | 羽衣の間 |
| | 千歳の間 |
| | 高砂の間 |
| 末広の間 | |
| 中町テニスコート | Aコート |
| | Bコート |
| 惣右衛門公園 | 惣右衛門公園サッカー場 〇ットサル場 |
| 新田公園野球場 | 新田公園野球場 |
| 笹目公園野球場 | 笹目公園野球場 |
| 北部公園野球場 | 北部公園野球場 |
| | 陸上競技場 |
| | サッカー場A面 |
| | サッカー場B面 |

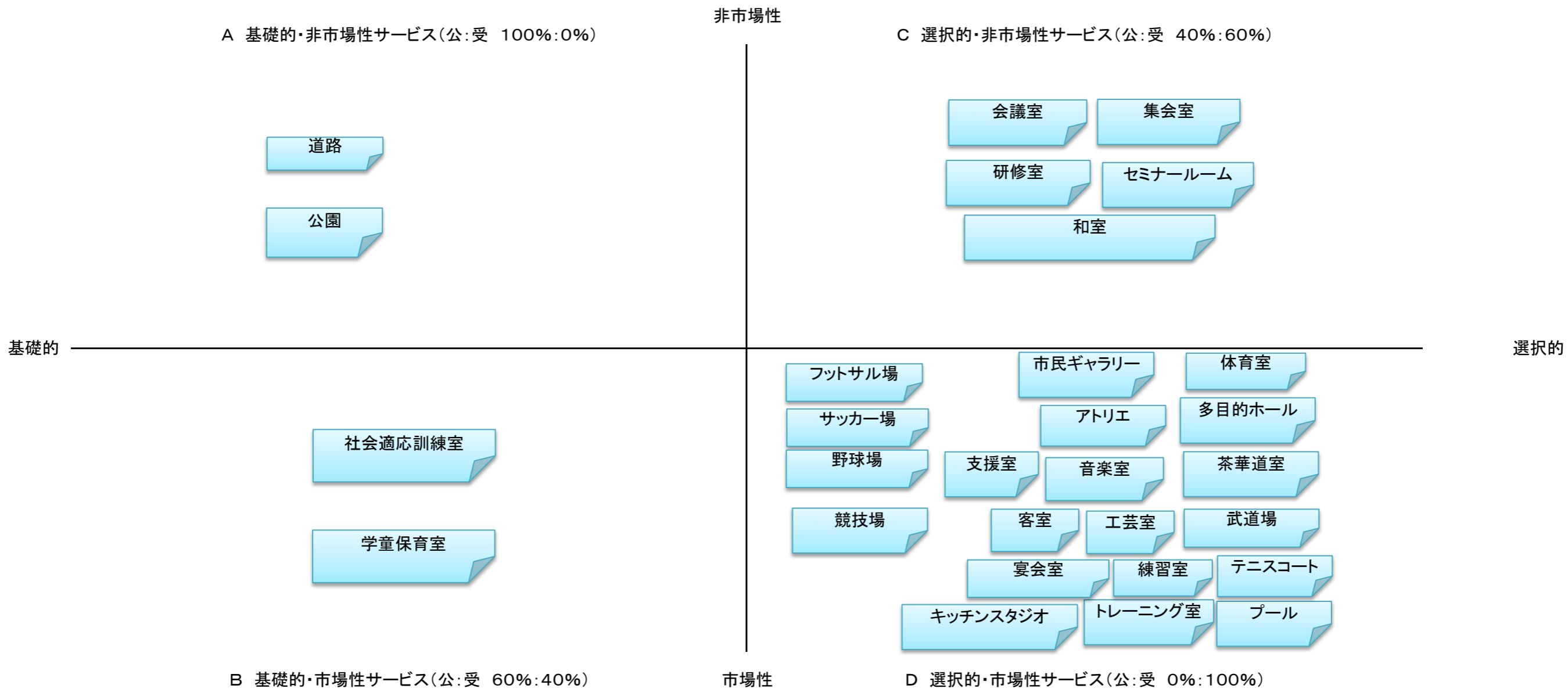
| | |
|--------------|-------------|
| 彩湖・道満グリーンパーク | ソフトボール場A面 |
| | ソフトボール場B面 |
| | ソフトボール場C面 |
| | ソフトボール場D面 |
| | ソフトボール場E面 |
| | ソフトボール場F面 |
| | ソフトボール場G面 |
| | 野球場A面 |
| | 野球場B面 |
| | 野球場C面 |
| | 野球場D面 |
| | テニスコートA面 |
| | テニスコートB面 |
| | テニスコートC面 |
| | テニスコートD面 |
| | テニスコートE面 |
| | テニスコートF面 |
| | テニスコートG面 |
| | テニスコートH面 |
| | テニスコートI面 |
| 新曽福祉センター | ホール |
| | 第一会議室 |
| | 第二会議室 |
| | 講習会室 |
| | 音楽室 |
| | 茶道室 |
| | 料理室 |
| | いこいの室(一般) |
| 東部福祉センター | いこいの室 |
| | 大会議室 |
| | 中会議室 |
| | 小会議室 |
| | 茶華道室 |
| | 料理室 |
| | 第1音楽室 |
| | 第2音楽室 |
| | サークル室 |
| | 集会室 |
| | 工芸室 |
| | 体育室 |
| | 西部福祉センター |
| 第3会議室 | |
| 講習会室 | |
| 茶華道室 | |
| 第2会議室 | |
| 料理室 | |
| 第1会議室 | |
| 老人いこいの室(一般) | |
| 心身障害者福祉センター | 軽体育室 |
| | 音楽室 |
| | 社会適応訓練室 |
| | 生活実習室 |
| | 料理実習室 |
| 福祉保健センター | 講習会室1 |
| | 講習会室2 |
| | 調理実習室 |
| 教育センター | 第1会議室 |
| | 第2会議室 |
| | 編集室(スタジオ含む) |

| | |
|--------------------|----------------|
| 少年自然の家 | 宿泊室(14室) |
| 上戸田地域交流センター【あいパル】 | 多目的室1 |
| | 多目的室2 |
| | 多目的室3 |
| | 多目的室4 |
| | 多目的室5(市民ギャラリー) |
| | 和室1 |
| | 和室2 |
| | キッチンスタジオ |
| | 音楽室1 |
| | 音楽室2 |
| | ホール1(ステージ込み) |
| | ホール2 |
| | ホール3 |
| | 楽屋1 |
| | 楽屋2 |
| | 研修室 |
| | アトリエ |
| | 軽体育室1 |
| | 軽体育室2 |
| | 軽体育室3 |
| 軽体育室4 | |
| こどもの国 | スタジオ1 |
| | スタジオ2 |
| | 多目的室1 |
| | 多目的室2 |
| | プール |
| 新曽南多世代交流館(さくらパル) | 音楽練習室 |
| | 多目的室 |
| | 会議室A |
| | 会議室B |
| | 会議室C |
| 起業支援センター(オレンジキューブ) | 和室 |
| | 支援室 |
| | 会議室 |
| | 多目的室 |

○ 公共施設をメインとした受益者負担の分類



○ 貸室をメインとした受益者負担の分類



○ 受益者負担割合(公:受)の分類例

使用料の基準設定状況(県内市) 平成27年8月調査

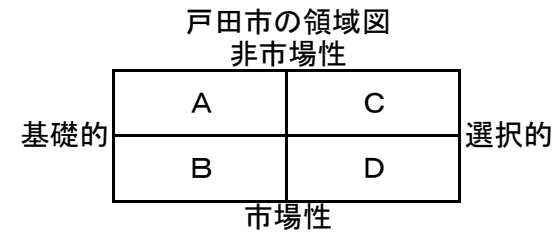
| | |
|-----------|----|
| 基準を定めている | 15 |
| 基準を定めていない | 18 |
| 検討中 | 7 |

受益者負担割合(公:受)の分類

※受益者負担割合(公:受)の分類するに当たっては、近隣他市の自治体と埼玉県内で人口規模が同程度の自治体を参考に作成している。

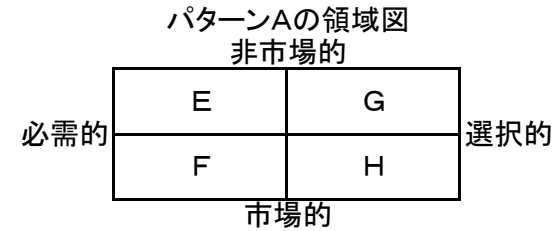
戸田市の現行の方針

| 戸田市 | 領域 | 公費 | : | 受益 |
|-----|----|-----|---|-----|
| | A | 100 | : | 0 |
| | B | 60 | : | 40 |
| | C | 40 | : | 60 |
| | D | 0 | : | 100 |



受益者負担割合(公:受)の割合が異なるパターンA

| パターンA | 領域 | 公費 | : | 受益 |
|-------|----|-----|---|-----|
| | E | 100 | : | 0 |
| | F | 50 | : | 50 |
| | G | 50 | : | 50 |
| | H | 0 | : | 100 |



基準となる軸の数が異なるパターンB

| パターンB | 領域 | 公費 | : | 受益 |
|-------|----|-----|---|-----|
| | I | 100 | : | 0 |
| | J | 75 | : | 25 |
| | K | 50 | : | 50 |
| | L | 25 | : | 75 |
| | M | 0 | : | 100 |



○ 本市の減免の状況

※本表の作成に当たっては、最近建設された公共施設(上戸田地域交流センター、新曽南多世代交流館、子どもの国)を参考に作成。

| 減額率 | 個人利用 | 団体利用 |
|-------------------|--|--|
| 100% (利用者負担0%) | <p>市長が特に必要があると認めるとき。その都度市長が定める額の減額又は免除</p> | <p>市長が特に必要があると認めるとき。その都度市長が定める額の減額又は免除</p> |
| 50% (利用者負担50%) | <p>市長が特に必要があると認めるとき。その都度市長が定める額の減額又は免除</p> <p>中高校生が使用するとき。</p> <p>戸田市又は戸田市教育委員会が主催し、又は共催して行う事業に使用するとき。</p> | <p>市長が特に必要があると認めるとき。その都度市長が定める額の減額又は免除</p> <p>中高校生が使用するとき。</p> <p>戸田市又は戸田市教育委員会が主催し、又は共催して行う事業に使用するとき。</p> |
| 0% (利用者負担100%) | <p>上記の項目に該当しないとき。</p> | |

○ 減免規定

| NO | 個人利用 | NO | 団体利用 |
|----|------|----|--------------------|
| 1 | 市民 | 5 | 教育団体 |
| 2 | 中高生 | 6 | 保健関連団体 |
| 3 | 高齢者 | 7 | 社会福祉団体 |
| 4 | 障害者 | 8 | 障害者団体 |
| | | 9 | 市が主催又は共催するとき |
| | | 10 | 国又は他の地方公共団体が使用するとき |

○公共施設の将来的な更新について

(1)将来推計(概算)の算定条件

- 更新費は、建物が耐用年数に到達した段階で建替・改築に係る経費を算入する。なお、推計初年度以前に耐用年数を経過していた場合は、推計初年度(平成24年度)を建替・改築時期として計上する。
- 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数を目安として、下記の通り建物の構造別に設定する。

【耐用年数の設定】

| 構造区分 | 耐用年数 (年) |
|--------------------------|-------------|
| 鉄筋鉄骨コンクリート造 鉄筋コンクリート造 | 50 |
| ブロック造 | 41 |
| 鉄骨造 | 38 |
| 木造 | 24 |

※構造区分は複数の建築物を有する施設の場合は代表される建築物の構造で設定。

- 将来更新費は、建設単価等を参考に、建物の構造別に延床面積当たりの単価を設定した上で、各施設の更新年度に応じた更新費を計上することで、算定する。

【更新費単価の設定】

| 構造区分 | 更新費単価 (千円/m ²) |
|------------------|-------------------------------|
| 鉄筋鉄骨コンクリート造 | 300 |
| 鉄筋コンクリート造 | 270 |
| 鉄骨造、ブロック造、 木造 | 200 |

※ 戸田市公共施設マネジメント白書(平成25年6月策定)から抜粋

○欠席する委員から事前にいただいた意見

○(1)算定根拠の明確化について

地元の市では公共施設を維持できなくなり公共施設の取壊しを行い、市の小学校等の行事が市外の公共施設を利用するという状況であると聞いており、資源(=財源)を枯渇させるまで既存のサービスを提供して行政と市民が共倒れてしまうことは避ける必要があると感じている。そのため、前回資料で示された将来経費等も踏まえた算定根拠に賛成である。

○(2)受益者負担の割合について

100:0(受益者負担:公費負担)の領域において、野球場などの大規模施設は民間が参入することが中々困難なことであると感じるため、スポーツの種類において、負担割合に差が生じるのは違和感があるところだが、負担割合を100:0(受益者負担:公費負担)から少し変更を加えても良いのではないかと感じる。

○(3)減免・免除の規定について

・経営的な視点からみると、減免は原則無しとすることが必要であると考えている。仮に減免を行っていくとした場合でも、減免される金額を一般の利用料金に転嫁して、差額分を補う必要があるのではないかと感じる。また、補助金額との兼ね合いもあるが、補助金等を受けている団体で減免を受けるのは、二重補助に該当するため、補助金を既に受けている団体が減免を受けることはおかしいと感じる。

・市や教育委員会の主催・共催事業等について、免除とせず半額としていることは、市や教育委員会が公共施設を適切に利用していく観点から、必要なことだと感じる。

